

# 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号)

<div style="text-align: right;">規制区域等</div> 特定建設作業の種類	騒音の 大きさ	作業ができない 時間（夜間）		1 日における 作業時間		同一場所における 作業時間		日曜日 休日における 作業
		第 1 号 区 域	第 2 号 区 域	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域	
1 くい打機等を使用する作業	85 デシベル	午後 7 時 ～ 翌日午前 7 時	午後 10 時 ～ 翌日午前 6 時	10 時間 を超えないこと	14 時間 を超えないこと	連続して 6 日を 超えないこと	禁止	
2 びょう打機を使用する作業								
3 さく岩機を使用する作業								
4 空気圧縮機を使用する作業								
5 コンクリートプラント又はア スファルトプラントを設けて 行う作業								
6 バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作 業								
適 用 除 外	作業がその作業を開始した日に終わるもの を除く。	A B C D E	A B	A B	A B	A B C D E F		

(備考)

1. 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2. 表中 A～F は次の場合をいう。

- A 災害その他非常の事態のための緊急に行う必要がある場合
- B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
- C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
- D 道路法第 34 条（道路の占用許可）、第 35 条（協議）による場合
- E 道路交通法第 77 条第 3 項（道路の使用許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合
- F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合